

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和14年12月31日まで)

秋 本 生 企 第 5 8 2 号
令 和 4 年 8 月 9 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出の取扱要領の一部改正について
(例規)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第29条の規定による申出については、「銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出の取扱要領について(例規)」(令和元年12月27日付け秋本生企第969号。以下「旧例規」という。)に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の整備を行い、令和4年8月11日から別添「銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出の取扱要領」により運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規については8月10日をもって廃止する。

別添

銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第29条の規定により、「同居する者」、「付近に居住する者」又は「勤務先が同じである者」が銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類の所持者で、当該銃砲等又は刀剣類により他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると思料する場合の秋田県公安委員会に対する申出の取扱いに関して、必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に掲げるところによる。

1 申出人

銃砲等又は刀剣類を所持する者と同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者をいう。

2 申出の対象者

銃砲等又は刀剣類を所持する者で申出人から申出をされるものをいう。

3 申出

申出人が文書、口頭その他の方法により、進んで申し出る行為をいう。

第3 申出の方法及び取扱い

1 申出の方法及び態様別取扱い

(1) 来訪

ア 申出人からの来訪による申出を受理する場合は、申出人の意向、申出の内容等を考慮しながら、応対場所及び応対者について検討の上、対応するものとする。

イ 口頭による申出を受け付ける場合は、次に掲げる事項を聴取するものとする。

(ア) 申出人の氏名、電話番号及び住所又は勤務先

(イ) 申出の対象者の氏名等対象者の人定に関する事項

(ウ) 申出の趣旨

(エ) その他参考となる事項

(2) 電話

電話による申出を受理した場合は、警察署（交番及び駐在所を含む。以下同じ。）にあつては、生活安全課への速報及び引継ぎを行うものとする。また、警察本部にあつては、生活安全部生活安全企画課への速報及び引継ぎを行うとともに、警察署に対する連絡及び調整を図りながら対応するものとする。

なお、聴取する事項は、(1)イのとおりとする。

(3) 文書

ア 文書により申し出ようとする者には、(1)イに掲げる事項を記載した申出書を提出させるものとする。

イ 文書による申出は、原則として、警察署にあつては警察署長（以下「署長」という。）が、警察本部にあつては生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全

企画課長」という。) がそれぞれ受理し、その内容に応じて関係部門及び関係警察署と連携して処理するものとする。

- (4) Eメール及びファクシミリによる申出は、電話による場合に準じて取り扱うものとする。

2 申出の受理及び調査等

(1) 警察署の対応及び取扱い

ア 警察署に申出があった場合は、これを受理するとともに、申出の内容を速やかに署長に報告の上、必要な調査及び処理を行うものとする。

イ 署長は、警察署になされた申出及び警察本部から引継ぎされた申出について速やかに調査を行うとともに、その調査結果、処理状況等を生活安全企画課長を経由して報告するものとする。

なお、特異・重要な申出については、その都度速やかに生活安全企画課長を経由して報告するものとする。

(2) 警察本部の対応及び取扱い

ア 警察本部になされた申出は、これを受理するとともに、生活安全企画課長がこれを集約し、その整理に当たるものとする。

イ 生活安全企画課長は、警察本部で受理した申出について内容を検討し、以後、調査及び措置が必要と認められるものについて速やかに申出の対象者の住居地等を管轄する署長に引継ぐものとする。この場合、署長は、速やかに引継ぎされた申出を処理するための必要な調査を行うとともに、その調査結果、処理状況等を生活安全企画課長を経由して報告するものとする。

ウ 生活安全企画課長は、署長からなされた調査結果等を踏まえ、必要な措置を検討するとともに、生活安全部長の指示を受け、署長に通知するものとする。この場合、通知を受けた署長は、速やかに指示に基づいた措置を執るものとする。

(3) 他の所属等への引継ぎ又は教示等

ア 受理した申出のうち、他の所属等に引継ぎが必要なときは、事前に引継ぎ先等に連絡の上、関係書類等を引き継ぐものとする。

イ 申出者から他の都道府県に住所地を有する者に係る申出が行われた場合は、改めて当該住所地を管轄する警察本部又は警察署に申出をしてもらうことを教示するとともに、生活安全企画課長（休日・夜間で急を要する場合は、総合当直長）を経由して、当該申出の処理に当たる公安委員会（警察本部）に対し当該申出について連絡を行うものとする。

3 執務時間外における対応

(1) 申出の受理

執務時間外又は休日における申出の受理は、当直責任者が指定する勤務員が行うものとする。

(2) 申出内容の引継ぎ

警察本部及び警察署の当直責任者は、申出の緊急性、申出者等の事情、意向等を勘案して適切に対応し、申出の受理及び対応状況を、警察本部にあつては生活安全企画課長、警察署にあつては署長にそれぞれ引き継ぐものとする。

4 公安委員会に対する報告

生活安全企画課長は、自ら受け付けた申出のほか、警察本部の他の所属や警察署等において受け付けた申出についてその整理に当たるとともに、四半期に1回、受理及び措置の状況について公安委員会に報告を行うものとする。ただし、特異・重要な申出の取扱いについてはその都度、公安委員会に報告するものとする。

第4 法第29条の規定による申出に該当しない不適格者情報の処理

申出人の要件に該当しない者からの申出又は匿名による申出のため申出人の要件に該当するか否か判断できない申出は、法第29条の規定による申出には該当しないこととなるが、銃砲等又は刀剣類の所持者の不適格性に関する情報については、その全てを生活安全企画課長及び署長において集約・整理し、法第29条の規定による申出に準じて処理するものとする。

第5 申出に係る関係記録等

申出に係る関係記録等に関しては、別に定めるものとする。

第6 申出の受理における留意事項

職員は、申出の受理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 相手の身になって真摯に対応することはもちろん、申出者が法第29条の申出者に該当するか否か、申出の内容、問題点及び申出者等の身上を把握し、措置及び引継ぎの必要性を見極めるなど、慎重に検討の上、対応すること。
- 2 申出を行った事実が申出の対象者等に知られ、新たなトラブルが発生することがないように、申出人の氏名その他その特定に資する事項に係る情報の取扱いには慎重を期すること。
- 3 言動や先入観にとらわれることなく、公平に取り扱うこと。
- 4 威圧感を与えたり、強制にわたることのないようにすること。

第7 教養

所属長は、職員に対して、法第29条の規定による申出の概要、手続等について必要な教養を行うものとする。

第8 広報

所属長は、法第29条の規定による申出手続等について、各種警察活動を通じて広報に努めるものとする。